

令和4年藤枝市議会定例会2月定例会議会

予算特別委員会委員長報告書

(議案審査)

令和4年3月23日

[本 会 議]

私から、予算特別委員会に付託されました第1号議案「令和4年度藤枝市一般会計予算」について、審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに、令和4年度藤枝市一般会計予算については、過去最大規模となる557億8,000万円という積極型の予算が北村市長から示されましたが、その理由としては、まず歳入における法人市民税の企業業績回復による法人税割の増と個人市民税の経済回復による所得の増があり、また新型コロナウイルスワクチン接種等のための国庫支出金の増、地域産業立地事業を補助する県支出金の増等が挙げられます。

このような財源を元に、新型コロナウイルス感染症対策の着実な対応をはじめ、本市の未来の基盤となる施設整備の推進やデジタル化、環境分野で世界的に進むグリーン化といった取組にも重点が置かれ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地域産業の成長と発展を支援する力強い予算編成が示されました。

一方で、臨時財政対策債等を除く全会計の市債残高合計は、平成20年度に約872億円ありましたが、同

年からの財政改革の断行、即ち経費の節減や交付税措置のある起債の有効活用等により着実かつ継続的に削減され、令和4年度当初で約455億円と、13年間でマイナス417億円の削減見込みが立っています。また、未来の財源となる基金残高についても、平成20年度の約114億円から令和4年度当初では、財政調整基金を活用しながらも約170億円とプラス56億円積み上げています。

このような財政運営により、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率等は、いずれも健全であることを確認いたしました。

さて、予算特別委員会は、議長を除く全議員が第1審査会・第2審査会に分かれて、最初の3日間は、3常任委員会がそれぞれ所管する事業について、部局をシフトさせながら審議を行いました。審議に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため室内の人数を制限し、所管する部局ごとに入れ替えをして行いましたが、柔軟に対応していただいた執行部の皆様には改めまして感謝申し上げます。

4日目は委員全員での全体会を行い、第1審査会長、第2審査会長から審査報告を受けたあと、締め括り質疑の選定を行いました。そして、5日目は、締め括り質疑を委員全員と関係する部局長に出席していただき審議を行いました。

これから、5日間の審査における主だった質疑について報告をいたします。なお、締め括り質疑の報告で取り上げたものについては、3常任委員会別の審査報告から割愛いたします。

最初に、総務文教委員会所管分について、報告いたします。

まず、原子力災害対策事業の広域避難計画ガイドブック作成について伺う、という質疑がありました。これに対して、令和4年度の早い時期に印刷発注する予定で、7～8月頃に全戸配布し、説明会での活用を予定している。しかし、避難計画の中身にはまだ検討を要する部分が多いため計画の修正変更を加えていかなければ

ならないが、基本的事項は市民に周知する必要がありガイドブックを作成する。ただし、ガイドブックについても計画の修正変更に合わせて改正をしていく、との答弁がありました。

次に、新庁舎建設やそのほかの公共施設建設の基金積み立てと起債や補助金の活用について考えを伺う、という質疑がありました。これに対して、新庁舎については大規模な費用がかかるので、その財源確保のために今回基金を創設したが、理由として国や県の補助はほぼなく、また、起債について借り入れはできるものの交付税措置がないためどうしても基金の積み立てが必要になる、と答えられました。そのほかの、今後計画している給食センター、保育園、陶芸センター等の大規模な公共施設については、合併推進債という交付税措置で有利な起債もあるので整備計画を進めていく。また、地区交流センターについても、国の補助金や起債に対する有利な交付税措置があるので整備は進めていく考えである、と答弁がありました。また、新庁舎の完成は8年後を目途としているが起債のタイミングと基金の

積立額についての質問があり、これに対して、今から各設計を進めていくが起債は整備が始まる段階で申請し、それまでは基金を、財政状況を見ながら積み立て、不足分を起債で対応する予定である、と答えられました。

次に、「地域おこし協力隊」のこれまでの活動状況と定着率等についての質疑がありました。これに対して、これまで主に中山間や商店街の活性化を目的に15人の採用を行い、内9人が任期終了後も定着している。これは東海4県の中にあって本市がもっとも高い定着率であると日本経済新聞で報道された。今後は、日本遺産や観光交流、陶芸村、ふるさと納税、移住定住促進など幅広い分野で活躍していただくために採用をしていく、と答えられました。また、観光、スポーツ振興分野で採用があるようだが、その人数と主な活動内容を伺うとの質疑があり、観光関係は今年度1名採用したが、来年度は3名を新規採用する予定で、主に日本遺産の関係、お茶に関係するツーリズムやスポーツツーリズムを絡めるなどテーマ性をもたせ、それらを融合させて情報発信する任務を与えていく考えである。また、サッカー

のまちとして、今年度3人採用したが来年度も3人で、主に女子サッカーの育成と普及、あるいはMYFCの応援活動に働いていただき、との答弁がありました。

次に、給食センターの再編について、3箇所から2箇所にするとのことだが、その理由と建設場所を伺う、との質疑がありました。これに対して、老朽化が著しい西部と北部の2つを統合するが、そう古くない中部は危機管理上の問題もあるので残して、2つのセンターにすることとしたが、生産性や建設費用、運用効率等から総合的に判断したものである。場所については、緑町2丁目にある中部給食センター向いの農地を予定しており、地元との合意形成はこれから詰めに入る、との答弁がありました。また、地理的に一拠点化になると北部や西部の小中学生にとっては距離が長くなり給食が冷めてデメリットではないか。地産地消についても大型のセンター化で量の確保が難しくなるのではないかとこの質疑がありました。答弁では、食缶の工夫や配送方法、車両台数等を検討していく。また、地産地消は本市として推進しなければならないので、価格の折り合いや量

の確保などの難しい問題について、農業振興を図るためにも工夫検討していかなければならない、と答えられ、市民の声を聴く面では、アンケートや関係する市民代表による検討委員会等を通して課題を把握していく。との答弁がありました。

2番目に健康福祉委員会所管分について、報告いたします。

まず、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を重点戦略事業に選定した理由を伺う、という質疑があり、これに対して、この事業は国の経済対策でなされるが、いわゆる申請主義であり、令和4年度の9月までの分は補助金形式で給付し、その後は各施設で申請してもらうため、すべからく市内の施設で働く職員に行き渡るようにすべきことから重点戦略事業とした、という答えがありました。

次に給付時期についての質疑では、2月からとなったが、業務多忙な時期であり児童課職員や各施設は対応できたのか、との問いには、国で決められたことであ

り、市は施設をサポートする立場であるので、制度の理解と施設への丁寧な説明に努めた、と答えられました。また、3%月額9,000円アップは、もともと低賃金の職種であるのでまだまだ足りない額ではないか、との質問に対し、民間の保育施設等の給与は他の職種に比べて低いのは否めないが、国の給付費制度の公定価格に基づいて手当され遂行されている。しかし保育士が不足している中では処遇改善の必要があるため、給付費の見直しによる加算措置の積み重ねもしてきているが、さらに改善の必要もあると認識している。今後、国は10月に公定価格の見直しをするようなので期待していくが、本市として保育士確保を図る補助金などの何らかの方策を検討する、との答えがありました。

別の質疑として、2月からの処遇改善臨時特例事業費補助金は、施設の独自判断により、すべての保育士に確実に行き届くとは限らないのでは、との問いがありました。それに対して、各施設は実績報告をしなければならず、その報告書を市、県、国の順でチェックするので、そういう事態は起こらないとの答弁でした。

次に、子ども発達支援センターについて、先進市の例からも、専門職員の確保が課題となっている事業であるが、本市の現状を確認する質疑がありました。答弁で、現在の子ども発達支援センターの正規職員は8名で、うち心理職が4名、保育士3名、保健師1名で全員が有資格者である。その他に、会計年度職員として巡回相談員2名の予算を確保しているが、巡回相談員は、各園を回りながら発達支援児の支援について検討を行うため専門職資格が必要である。しかし、現在は1名しか確保できておらず、募集を継続しているが専門職そのものが不足しており、確保が難しい状況にある。そのかわり、週1, 2回だが経験豊富な方に来ていただいている。また、子どもの発達はことばの発達でもあるので、言語聴覚士に週1, 2回来ていただいている。他市町も専門職が不足しており、引っ張りだこになっているとの答えでした。

3番目に、建設経済環境委員会所管分について、報告いたします。

まず、蜂害緊急除去事業について、一般の個人住宅や敷地に存在するスズメバチの巣を市で除去していただける、という認識であるが間違いないか、という質疑がありました。これに対して令和2年度までは、養蜂業のスズメバチ被害を防ぐことを目的に、個人住宅に存在するスズメバチの巣を除去する事業であった。しかしながら、現状は市街地でもスズメバチが巣をつくるようになったため、市民の安全を目的に令和3年度から対象範囲を個人住宅だけでなく、事業所やアパートなどにも拡大した、との答弁がありました。また、それを受け、通学路沿いの河川や山際、ハイキングコースなども対象になるのか、との質問があり、これに対して、場所は問わないとの明快な答弁がありました。

次に、竹林対策事業について、例年伐採等を行っていたただいている事業者や農業者団体ばかりでなく、令和3年度、市民ボランティア団体による放置竹林整備活動が実施されている。農林課職員にも参加いただきましたが、参加された市民から、静岡市や富士宮市では、竹の粉碎機を無償で貸し出してくれるが藤枝市はなぜ

有償なのか。また、台数も2台しかなく放置竹林対策が
覚束ないのはここにも原因があるのではないか。との
質疑があり、これに対して、有償としているのは修理費
などに充てるためであるが、利用料をはじめ台数など
も検討して使いやすい方法を考えていく、との答えが
ありました。

次に、藤まつりでの渋滞問題について、期間中は蓮華
寺池公園の周辺道路が大混雑し、駐車場確保が大きな
課題になっているが対策を伺う、との質疑があり、これ
に対して、臨時の駐車場を瀬戸川河川敷に早めに用意
し、駐車場には警備員を配置する。また、公園近くの道
路への大型バスの進入を禁止し、生涯学習センターで
下車させ歩いてもらうようにするが、ホームページ等
で周知していく、との答えがありました。

最後に、5日目の締め括り質疑についてです。

締め括り質疑は7つ選定しましたが、3つの事業に
ついて報告いたします。

まず、荒廃農地活用促進事業についてですが、某地区の農業委員の違法と思われる案件について、2人の予算委員より具体例を挙げての疑義が出されました。それは、当該農業委員1人により、田から畑への盛り土による形質変更が数年の間に立て続けに行われたことについて、1点目、当該事業を利用した農地の盛り土実施状況。2点目、盛り土の逆有償による利益享受。3点目、盛り土に産業廃棄物等の混入。4点目、届け出書類について有印私文書偽造。5点目、当該事業農地の「又貸し」。6点目、違法な農地使用料の徴収。この他を含め10点に及ぶ疑義が指摘されました。

これに対して、答弁では、1点目、盛り土を行った場所は6箇所で総面積は9,645平方メートルであり、この他本事業の対象地以外に6箇所・総面積約9,405平方メートルで盛り土が行われた。2点目、当該農業者に対する本事業の補助金は荒廃農地の再生作業のみを対象としており、盛り土自体は事業の対象外であるため当該農業者と施工業者間の民間契約により実施されたものである。これにより関係者が別途利益を受けた等の事実について、市では把握していない。3点目、

廃棄物混入の疑義があった場合は、県の環境部局及び警察と連携した現地調査と是正指導を行う、と答弁されたが、当該地での表面調査で確認された廃棄物については容認されていた。4点目、本市に提出された書類において、有印私文書偽造があったとする明確な根拠又はその疑いがあるとする合理的な理由が存在するものは確認されていない。5点目、当該農地の「又貸し」については、2件の事例を確認しており、いずれも農業委員会の指導により既に是正済である。6点目、本事業による再生農地において、違法な使用料1件の事例を確認しており、農業委員会の指導により既に是正済である。等々の答弁がありました。

これらの看過することのできない問題については、新年度、産業振興部内に新設される農業委員会事務局を兼ねる農業振興課においても、引き続き調査されるとともに当該農地の適切なる利用関係の調整と指導を行い、農地の利用秩序の確立と農地行政の適正かつ円滑な運営を図られるよう予算特別委員会から求めておきます。

次に、エネルギー地産地消推進事業について、Jクレジット制度を市内の大企業や中小企業へどのように周知し、また、実効性を図るためにどのような支援を行うのか、という質疑に対し、脱炭素への動きが加速する中、温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルは、各企業が目標を設定し、実現に向けた取組を進めているので、まず、地球温暖化対策推進法の特定事業者である市内の45社へアンケート調査及び実態調査を行い、企業が抱える問題を把握する。また、環境政策課内にJクレジットに関する問い合わせや情報収集、セミナー開催などを一元的に取り扱う相談窓口を設置し、需要喚起と普及啓発に努める。さらに、商工会議所やエネルギー事業者との連携を強化し、関係者が一体となって、市内企業の脱炭素化を支援していく、との答弁がありました。

最後に、空き家解体・除却事業について、まず、特定空き家の認定方法と苦情への対応への質疑があり、ご指摘の17件の家屋については、昨年度実施した実態調査により、家屋の外観や屋根、外壁等の損傷の具合を目視による調査で抽出したもので、うち5件が地域か

ら苦情が寄せられている。苦情への対応は、職員による現地確認と所有者特定後の文書や電話等で改善を依頼している。との答えがあり、続いて、解決に至らない要因及び特定空き家の認定が進まない理由が問われると、これに対し、解体費用が高額であることや相続人が多数となり、意思決定ができないなどの理由であるとの答えがありました。なお、特定空き家の認定については、詳細な調査等に時間を要していることから現時点では認定に至っていない、との答弁もありました。

以上のような審査を経て、第1号議案 令和4年度藤枝市一般会計予算は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。